平成２８年（フ）第１２４０号
東京都足立区梅田１丁目29―３―103
債務者　内埜　高男
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ヶ尻一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２４１号
東京都足立区梅田１丁目29―３―103
債務者　渡邉　正子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ヶ尻一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５０号
東京都世田谷区砧２丁目23―６―504
債務者　関根　ゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５１号
東京都世田谷区上用賀４丁目14―１―303
債務者　間瀬　耕作
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　森彦
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５６号
東京都新宿区喜久井町34番地
債務者　廣川　哲雄
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　弘幸
4　破産債権の届出期間　平成28年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３７５号
名古屋市守山区桔梗平２丁目2412番地　グリーンコーポ守山Ｃ棟201号、申立時の住所和歌山県紀の川市貴志川町北山713番地３
債務者　上嶋　仁詞
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
和歌山県岩出市中黒23番地の13
債務者　松谷　祐里
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５号
和歌山市内原398番地10
債務者　金井　友里
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３９号
和歌山市吉礼605番地　市住53―535
債務者　山口　耕治
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
和歌山県海南市名高168番地
債務者　土井　　太
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
山口県山陽小野田市高栄１丁目11番13号（メゾンドサンライト105号）
債務者　本田　三佳
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６号
三重県伊勢市一之木４丁目14番23号、前住所三重県多気郡明和町大字馬之上213番地19
債務者　東畑　清美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
北海道網走郡美幌町字大通南３丁目１番地の１　ハイツＲｉ203号
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
埼玉県東松山市大字松山1684番地11　向台住宅１―504号室
債務者　大木ひろ子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４７号
埼玉県東松山市大字今泉672番地
債務者　馬場　敦士
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５３号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　玉井団地26―302
債務者　長嶌麻由美
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３号
千葉県木更津市真里321番地４
債務者　森　喜久男
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部